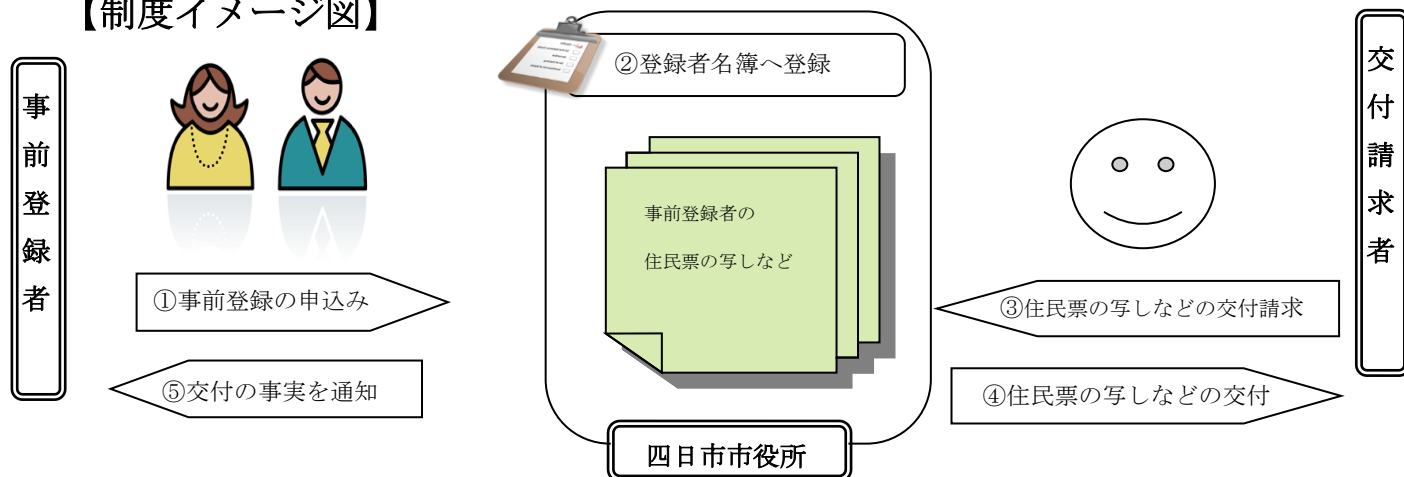


# 四日市市住民票の写し等の交付に係る本人通知制度について

事前に登録しておく、住民票の写しや戸籍謄本などを、  
代理人や第三者に交付した場合に、登録者ご本人へ交付の事実をお知らせします。

## 【制度イメージ図】



## 手続きできる人と必要な書類 (注) 原本が必要です

| 手続きできる人    | 必要な書類                                                                  |
|------------|------------------------------------------------------------------------|
| 事前登録希望者本人  | ・ 本人確認書類<br>マイナンバーカード<br>運転免許証<br>パスポート<br>など                          |
| 未成年者の法定代理人 | ・ 法定代理人の本人確認書類<br>・ 未成年者の戸籍謄本等<br>(四日市市に本籍が無い人)<br>※15歳以上の方は、本人からの申請可能 |
| 成年後見人      | ・ 成年後見人の本人確認書類<br>・ 後見人であることが確認できる書類(登記事項証明書など)                        |
| 代理人        | ・ 代理人の本人確認書類<br>・ 委任状                                                  |

❓ 本人通知制度とはどんな制度ですか。

⚡ 事前に登録した人の住民票の写しや戸籍謄本などを、代理人や第三者に交付した場合に、登録者本人に交付の事実を知らせる制度です。

❓ どのような人が登録できますか。

⚡ ・ 四日市市の住民基本台帳または戸籍の附票に記載されている人(除かれた人を含む)  
・ 四日市市の戸籍に記載されている人(除かれた人を含む)

❓ どのように事前登録の申込みをすればいいですか。

⚡ ○ 申込みの方法 所定の申込書と右表の書類を提示・提出してください。

○ 申込み場所 四日市市役所 1 階 市民課

❓ どのようなことが通知されるのですか。

⚡ ○ 証明書の交付年月日

○ 交付した証明書の種別と部数

○ 交付請求者の種別(代理人、第三者など) ※注意

❓ 登録期間はどのくらいですか。

⚡ 登録期間は無期限です。

❓ 郵送でも事前登録の申込みはできますか。

⚡ 郵送でも事前登録の申込みは可能です。

事前に下記のお問い合わせ先までお電話ください。

**※注意** 交付請求者の氏名、住所などは通知されません。住民票の写し等を交付した内容については、個人情報の保護に関する法律の規定に基づき、自己の個人情報について開示請求を行うことができます。

**お問合せ先 四日市市役所 市民課**

**電話 059-354-8152**  
**FAX 059-359-0282**